

五泉市立橋田小学校 「いじめ防止基本方針」

～令和6年3月改訂～

◆はじめに：いじめの定義

当該児童等が在籍する学校に在籍している等，当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ類似行為」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2）

1 いじめへの基本認識

（1）「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないこと」との強い認識に立つこと。

＊いじめの本質は人権侵害である。

（2）「いじめはどの子どもにも，どの学校でも起こりうる」ということを踏まえ，いじめを認識しながら放置することのないよう危機意識をもって対策を講じること。また，全ての児童の学校生活における安心・安全を保障するため，全ての児童を対象にしたいじめの未然防止の観点をもつと共に，全ての児童をいじめに向かわせない社会性の育成に努めること。

＊いじめを受けた子の傷は深く，人間性まで破壊していく。時には，命を奪うことさえある。

＊いじめを行った子も何らかの心の傷をもっている。

＊傍観者の存在が問題を深刻化している。

（3）教職員の言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導には細心の注意を払うこと。

（4）いじめられている子どもの立場に立って親身に指導を行うこと。そして，いじめられている子どもを最後まで守り抜くという信念を貫くこと。

（5）いじめへの対処は，いじめを受けた児童の生命・心身の保護，安全の確保が重要であること。

（6）市・学校・家庭・地域住民・その他関係機関などと連携し，全ての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって真剣にいじめ問題の克服を目指すこと。

2 「いじめの防止等に関する基本的な考え方」を取り入れた教育活動

（1）未然防止

①心の通う人間関係を構築するための素地を養うために

- ・ 一人一人を大切にしたい学級経営

（授業の中で多様な考えを認め，一人一人の個性を尊重する。）

- ・ いじめを題材に取り上げることで、いじめを許さない心情を深めたり、生命人権を尊重する意識を高めたりする授業を工夫する。
 - ・ 児童会や学年による挨拶運動
 - ・ 全校道徳（人権教育・同和教育）授業の実施
- ②児童の「居場所づくり」を進め、「絆づくり」を通じ自己有用感が感じられるようにするために
- ・ 縦割り班を中心とした特別活動の実施（縦割り班で遊ぶ日を年3回設定）
 - ・ 事前、事後指導を充実させた協力し合う集会活動の実施
 - ・ いじめ見逃しゼロ強調月間、いじめ見逃しゼロスクール集会（橋田っ子まつりとの合同実施）
- ③インターネットトラブルによるいじめへの未然防止のために
- ・ 小中連携生徒指導部提案の情報モラル教育の実施と保護者への啓発
 - ・ 県SNS教育プログラム、県自殺予防教育プログラムの活用
 - ・ 教育委員会や警察等との連携強化
- ④職員研修を充実させ、組織対応を機能させる。

（２）早期発見・相談体制整備・組織的対応・連携

- ①いじめを早期に発見し、迅速かつ組織的に対応するために
- ・ 毎月のこころのアンケートの実施（封筒に入れて自宅に持ち帰り、安心して回答できるようにして行う。また、学校で書きたい児童の希望に応えるために、複数回は学校で行う。）
 - ・ Q-U 調査の実施→おしゃべりタイム（教育相談）の実施
 - ・ 子どもを語る会（月1回）、情報交換会（週1回）を開き、定期的・日常的な職員間での情報交換を行う（職員共通理解）
 - ・ 学校生活アンケートの実施（児童アンケート、保護者・教職員から見たアンケート）
 - ・ いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込まず組織で対応する。
いじめ等対策委員会を開催し、事実確認と全体像把握（情報の整理と収集）を行う。
→いじめられた児童への心のケア、保護者への経過や対策の説明
→いじめを行った児童への指導（相手の心痛みへの理解）、保護者への説明、不安要素への対処
 - ・ 日常的に職員間でアンテナを高くし、気になる児童を中心に、児童一人一人に対し全職員が「勇気付けの声掛け」を意識して行う。
- ②家庭・地域と一体となって取組を推進するために
- ・ 教育活動説明会での「いじめ防止基本方針」の説明による保護者への周知
 - ・ 学校HPへの「いじめ防止基本方針」の掲載等の広報活動による地域住民への周知
 - ・ 学校行事や教育活動への学習ボランティアの呼びかけ
 - ・ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」への民生委員、児童委員参加呼びかけ
 - ・ スクールガードリーダーの学校訪問
 - ・ 橋田地区育成協による挨拶運動
 - ・ 社会体育スポーツ少年団との連携
 - ・ 五泉市スクールカウンセラー活動事業計画の活用
 - ・ 児童及びその保護者への学級だより等を通じた日常的な啓発活動

- (インターネット使用機器より発信される情報の特性を理解させながら、インターネット使用機器を通じたいじめを防止し、それに効果的に対処できることを目指す。)
- ・ 民生委員の方々や、見守り隊の方々との顔合わせ会の実施

3 活動の実際

(1) Preparation (準備)

- ①職員への概要説明 (子どもを語る会)
- ②こころのアンケート (毎月)・Q・U 調査 (年 2 回)・学校生活アンケート(年間 2 回)の実施

(2) Education (教育)

- ①アンケートの結果の分析と検討
- ②いじめ等対策委員会での検討と対応協議
- ③いじめに対する職員の共通理解 (子どもを語る会)
- ④目標の設定と共通理解 (成果, 教育活動, 運営活動の評価項目・評価基準設定)

(3) Action (行動)

- ①学校行事や児童会行事と関連した生活目標の設定
- ②道徳や学級活動等を活用したいじめに対する意識の向上
(SST もしくは SGE を取り入れた授業を実施する。)
- ③学校行事や児童会活動等の教育活動の実施 (縦割り班活動)
- ④Q・U 調査 (年間 2 回) に基づいた支援計画の作成と, おしゃべりタイム (教育相談) (年間 2 回)の実施

(4) Coping (対処)

- ①道徳や学級活動の時間や児童会でのいじめについての話し合いと取組
- ②職員研修 (生徒指導, 人権教育, 同和教育, SST 及び SGE) の実施
- ③倫理観や思いやりをテーマにした道徳授業
- ④個別の教育支援計画に基づいた支援・指導
- ⑤気になる児童への教育相談の実施
- ⑥気になる児童の保護者への連絡と相談

(5) Evolution (評価)

- ①おしゃべりタイム実施による評価 (年 2 回)
 - ・ いじめに対する意識が改善され, いじめ問題が軽減または解消されたか。(継続的観察)
 - ・ 学校に対する不適応やストレスの減少, 適応感の増加が見られたか。(継続的観察)
- ②子どもの言動についての話し合いと指導方針の確認 (子どもを語る会)
 - ・ 生活目標の反省
 - ・ 子どもの言動について情報交換, 共有化, 指導の統一
- ③評価と次年度への提案のまとめ, 「いじめ防止基本方針」の見直し

4 重大事態に至った場合の対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を示す。

(「いじめ防止対策推進法」第28条及び「いじめの防止等のための基本的な方針」第2の4より)

○児童が自殺を図った場合 ○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発生した場合

○いじめにより児童が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

※相当な期間：不登校の定義を踏まえ年間30日が目安。ただし日数だけでなく個々の状況(一定期間連続して欠席している等)を踏まえて判断する。

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で、「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして**教育委員会への報告や調査**にあたる。(申立てには、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性がある。)

(2) いじめを受けた児童への対応：心の安定と身体的安全確保に尽力、その後回復への支援

- ①学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等の丁寧な心情の聞き取り（傾聴・共感・受容）
- ②いじめに関わる事実関係把握のための丁寧な聞き取り
- ③児童の意向を受容し、望ましい解決方法を共に検討
- ④心のケアの継続（不安要素の除去、心の安定の確保）、保護者の了解を得ての受診勧奨

(3) いじめを受けた児童保護者への対応：事実の説明と安全確保への誓い、再発防止策の検討と提案

- ①学校管理下での重大事態発生の場合は、いじめが起こったことについての謝罪と対処と再発防止に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ②いじめに関する事実、いじめによる心身の状況について積極的に情報を提供し丁寧に説明する。
- ③保護者の意向を丁寧に聴き取り、いじめの解決と再発防止に向けた方法を共に協議する。
- ④保護者自身の心のケア（スクールカウンセラーなどによるカウンセリング）を行う。

(4) いじめを行った児童、その保護者への対応

：反省と再発防止への決意、適切な行動形成への支援、保護者との連携、保護者への支援

- ①いじめが許されない行為であることを十分に認識させる。
- ②いじめを繰り返させないための指導
 - ・いじめの事実を把握させ、いじめの重大さを実感させる。(必要に応じて関係機関と連携)
 - ・相手の立場で考える、相手の痛みを想像する、相手の見方を想像する、相手の立場で行動するといった見方、考え方を指導する。
 - ・心からの反省を促し、事態への対応の仕方やその後の適切な接し方を指導・支援すると共に、再発防止を誓うことができるようにする。
 - ・保護者に対しては事実を正確に伝え、いじめ行為の重大さを認識させ、解決への方策を示し、保護者としての役割について指導・助言し、協力を求める。

